

広島県告示第三百四十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定によつて、次のとおり障害者就業・生活支援センターの住所等を変更した旨の届出があつた。

平成三十年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称		社会福祉法人 つつじ	
変更事項		住所	事務所の所在地
内容	新	東広島市八本松町米満 一〇四六一番地	東広島市西条町西条四 一四番地三一 広島市東区若草町一五 番二〇号
	旧	東広島市八本松町米満 四六一番地	東広島市西条町西条四 一四番地三一
変更年月日		平成二九年 七月三日	平成三〇年 四月一日